

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 1 1 号

令和 7 年度福岡県教育施策実施計画（暫定）の策定について

このことを別案のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

教 育 長

理由

令和 7 年度福岡県教育施策実施計画（暫定）を策定するもの。

令和7年度

福岡県教育施策実施計画
【暫定】

(案)

福岡県教育委員会

はじめに

県は、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展など、社会経済状況が大きく変化する時代において、県政全般に係る政策の基本的な方向を示す新たな「福岡県総合計画」（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を令和4（2022）年3月に策定しました。

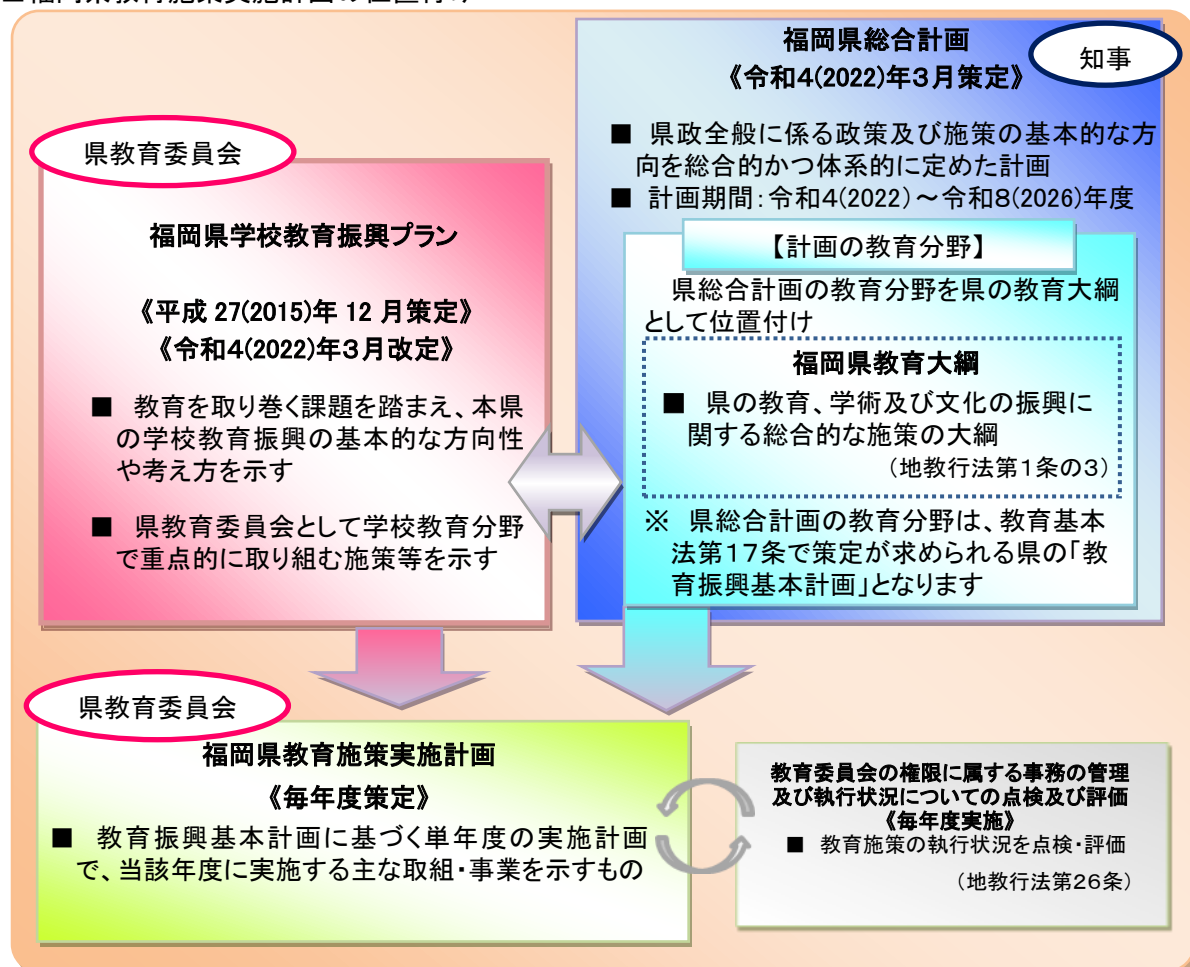
その中で、次代を担う「人財」の育成を図るため、本県の青少年が自らの可能性に気づき、能力を磨き、夢にチャレンジできるよう同計画の教育分野を、本県教育行政の基本的な方向性を示す「教育大綱」に位置付け、併せて教育施策の方向を示す「教育振興基本計画」に位置付けています。

また、県教育委員会では、平成27（2015）年12月に策定した「福岡県学校教育振興プラン」をこれまでの取組の成果や教育を取り巻く課題等を踏まえ、令和4（2022）年3月に改定を行い、次代を担う「人財」育成の基盤となる学校教育について、その振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策等を示しています。

福岡県教育施策実施計画は、「福岡県学校教育振興プラン」の理念等を踏まえ、本県の「教育振興基本計画」のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として策定するものです。子どもが一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさを実現させる未来社会の創り手となるために必要な力が教育を通して育まれるよう、各教育施策を展開していきます。

そして、これら教育施策の執行状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるとおり、翌年度に点検及び評価を行い、県民に対する説明責任を果たすとともに、以後の教育施策への適切な反映に努めます。

■福岡県教育施策実施計画の位置付け



教育の基本目標

教育基本法においては、教育の目的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を期することとし、この目的を実現するために「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」など、5つの目標を掲げています。

また、本県の教育大綱では、福岡県の未来への扉を開くために、世界を視野に未来を見据えて「次代を担う『人財』の育成」を目指し、これからの子どもに求められる力として、「学力・体力・豊かな心」、「柔軟な思考力、創造力、多様な他者と協働する力」を掲げ、教育がこれらの力を育成するために中心的な役割を果たすことが期待されています。

さらに、県教育委員会では、本県の教育大綱を踏まえ、福岡県学校教育振興プランにおいて、学校教育の目標を「社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育成すること」と掲げています。

県教育委員会では、この教育基本法における教育の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、本県における「教育の基本目標」を、次のように定めています。

【教育の基本目標】

- 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

「子ども本位」の指導の推進 ～ 福岡県独自の指導方法『鍛^{きた}ほめ福岡メソッド』の展開 ～

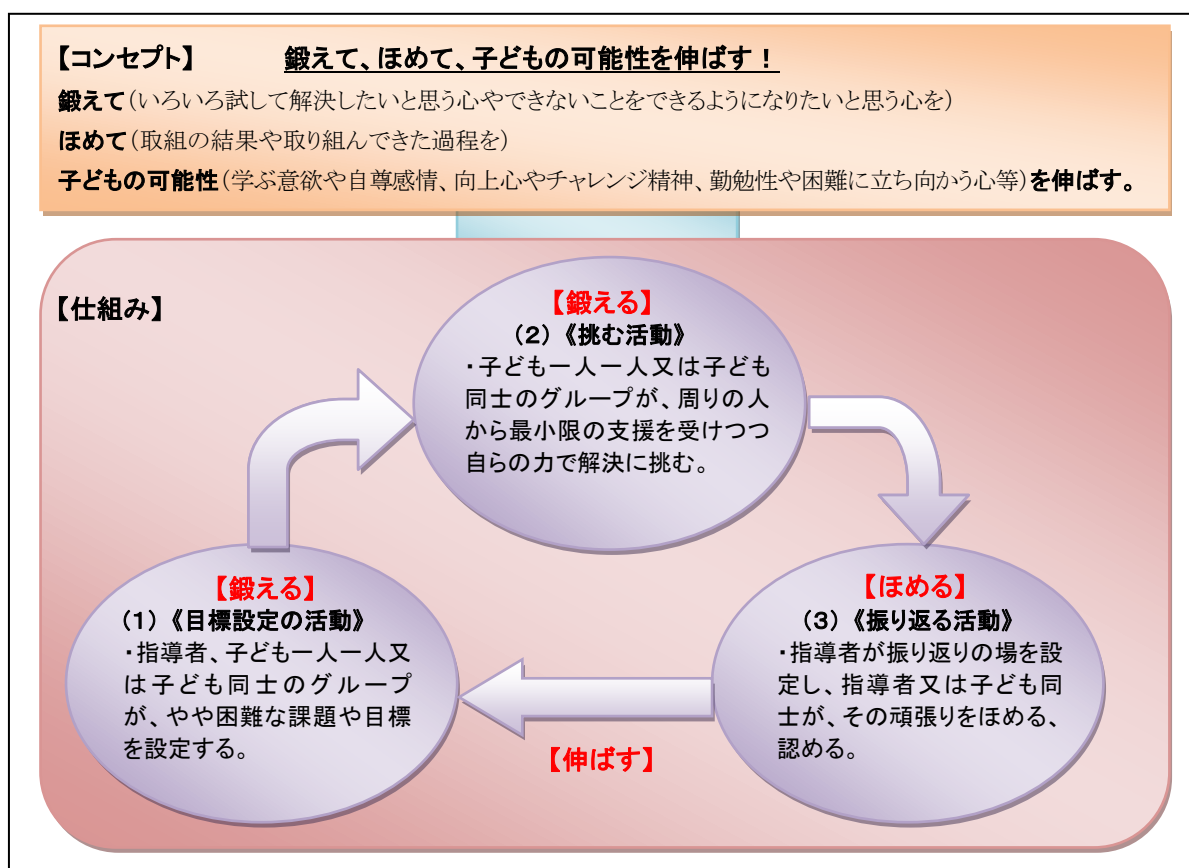
教育は、子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要です。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を全県的に広く展開しているところです。

また、これからの学校では、子ども一人一人の特性や学習進度等に応じて、A I 学習ソフト等の教材やオンライン学習、VR等を含むI C Tを活用した手法と、一斉学習や個別学習、グループ別学習、興味・関心に応じた課題学習などの学習形態を様々な組み合わせで実施することにより、個々の子どもにとってより最適な学びを提供していくことが求められます。

本県では、これらの様々な学習活動が、全ての子どもの個々に応じた自律的で主体的な活動となるよう様々な取組・事業を通して『鍛ほめ福岡メソッド』の手法・考え方を通底させることにより、子どもの「未来社会の創り手」となるための基礎・基本となる様々な資質能力を個別最適かつ効果的に伸ばしていく「子ども本位」の指導を推進します。

■「鍛ほめ福岡メソッド」



福岡県の教育施策の体系

令和 7 年度の教育施策は、下の表のとおり 5 の柱、 8 の項目、 24 の施策に整理、体系化しています。

柱	項 目	施 策	施策番号	ページ
Ⅰ 教育の充実	1 学力、体力の向上	(1) 学力の向上	施策 1	… P6
		(2) 異文化理解と外国語能力の向上	施策 2	… P8
		(3) 体力の向上	施策 3	… P10
		(4) 健康教育の推進	施策 4	… P12
	2 豊かな心の育成	(1) 道德教育の推進	施策 5	… P14
		(2) 実体験を重視した教育の推進	施策 6	… P15
		(3) 幼児教育の充実	施策 7	… P16
		(4) 読書活動の充実	施策 8	… P17
		(5) いじめや不登校等への対応	施策 9	… P18
		(6) 少年の非行防止と健全育成、インターネット適正利用の推進	施策 10	… P20
		(7) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実	施策 11	… P22
	3 個性や能力を伸ばす教育の推進	(1) 子ども本位の指導の推進	施策 12	… P24
		(2) 特別支援教育の推進	施策 13	… P26
		(3) キャリア教育・職業教育の推進	施策 14	… P28
	4 教育環境づくり	(1) 今日的な教育ニーズへの対応	施策 15	… P30
		(2) 学校教育の I C T 化	施策 16	… P32
		(3) 子どもの安全確保	施策 17	… P34
		(4) 学校施設の整備・充実	施策 18	… P35
		(5) 厳しい教育環境にある子どもへの支援	施策 19	… P36
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	施策 20	… P37
Ⅱ スポーツ立県福岡の実現	1 未来へはばたく青少年の応援	(1) 次世代の競技者の育成	施策 21	… P39
Ⅲ 共助社会づくり、生涯学習の推進	1 生涯学習の推進	(1) 社会教育の推進	施策 22	… P40
Ⅳ 文化芸術の振興	1 文化芸術の振興	(1) 文化芸術活動の推進、文化芸術を育む人材の育成	施策 23	… P42
Ⅴ 人権が尊重される心豊かな社会づくり	1 人権教育・人権啓発の推進	(1) 人権教育の推進	施策 24	… P44

令和7年度福岡県の教育施策

次ページから、令和7年度福岡県の教育施策について、下に示す構成で詳細に説明します。

柱
項目

施 策 ≪施策番号≫ 担当課

総合計画の内容

当該施策に係る総合計画の「現状・課題」及び「施策の方向」の該当箇所を記載し、当該施策を実施する背景を説明しています。

令和7年度 施策の基本的なねらい

上記「総合計画の内容」に記載の「施策の方向」及び福岡県学校教育振興プランに記載の「重点的に取り組む施策」の内容等を踏まえ、令和7年度における施策の基本的なねらいを記載しています。

令和7年度 主な取組・事業

上記「令和7年度 施策の基本的なねらい」に関して、令和7年度に実施する取組・事業のうち、主なものについて記載しています。

指 標

当該施策の効果を把握するため、指標及び目標値を設定しています。

目標値下段の「目標年度」の考え方は次のとおりです。

目標値	
全国平均以上等 (毎年度)	毎年度の到達を設定する指標
〇〇% (R8年度)	福岡県総合計画（R4-R8）でR8年度までの達成目標が設定されている指標 (福岡県総合計画に記載はないが同計画期間の達成を設定する指標も含む)
〇〇% (R〇年度)	別に定める個別計画でR〇年度までの達成目標が設定されている指標

I 教育の充実

1 学力、体力の向上

(1) 学力の向上 << 施策 1 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2021(令和3)年度)における本県の標準化得点[※]は、小学校、中学校ともに全国平均を上回っています。
(※ 標準化得点: 全国の平均正答数を100としたときの本県の平均得点。)
- 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。

< 施策の方向 >

- ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。
- 子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、小学校と中学校の連携・協働による一貫した学習指導等を推進します。
- 地域と学校の連携・協働の下、学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、学校支援や放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学校教育振興プラン等の下、「生きる力」をより具体化した資質・能力である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」のバランスのとれた育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校の学力・学習状況を把握・分析し、市町村教育委員会の学力向上施策等の実施状況を調査するとともに、各学校における学力層に着目した検証改善サイクルの確立を支援します。特に、『『教える』から『支える』へ』の視点で、児童生徒が主語の学びを目指し、授業づくりを含む日常的な活動及び組織的な取組について、市町村教育委員会や学校への支援の充実を図ります。
- ◇ 高等学校においては、令和4年度から年次進行で実施されている新学習指導要領を踏まえ、生きて働く知識・技能や、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力など、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実を図ります。
- ◇ 主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業改善が促進されるよう教員研修等の充実を図ります。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後等の学習支援を実施することで、学力の向上を目指します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
学力向上総合推進事業の実施	県、市町村、学校が一体となり、児童生徒の学力向上、教員研修及び家庭学習充実の取組を総合的に展開することによって、確かな学力を育みます。また、県独自の学力調査（小5、中1・2）に新たに英語を追加（中2）して実施するとともに、活用力育成教材集やチャレンジ問題を提供します。 中学校においては、学力向上推進拠点校の授業づくりと組織づくりの実践研究を通して、日常的・組織的な授業改善を推進します。 また、個別最適な学びと協働的な学びによる確かな学力の育成のため、個々の児童生徒の学力を科学的手法で把握・分析するとともに、親和的な集団を形成する学級づくりを推進します。
主体的・対話的で深い学び推進事業の実施	特に課題の大きい英語授業を中心とした授業力向上実践講座等を通して、生徒が主体的に取り組む質の高い授業を実践できる教員を育成する研修を実施します。 県立学校においては、ICTの効果的な活用等による個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現する授業改善を進めます。
地域学校協働活動事業における放課後の学習支援等の実施	放課後の学習支援等の充実を図るため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置を促進し、地域学校協働活動が円滑に実施できるよう支援します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数（教育事務所別）	小 国語 4 地区 算数 2 地区 中 国語 1 地区 数学 1 地区 (R6 年度)	小 国語 6 地区 算数 6 地区 中 国語 6 地区 数学 6 地区 (R8 年度)
課題解決に向けた取組	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 70.2% (全国 74.8%) 中 66.7% (全国 72.6%) (R6 年度)	全国平均以上 (毎年度)
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 50.6% (全国 45.3%) 中 41.4% (全国 35.4%) (R6 年度)	全国平均以下 (毎年度)
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 38.0% (全国 40.4%) 中 42.7% (全国 40.5%) (R6 年度)	全国平均以上 (毎年度)

I 教育の充実
1 学力、体力の向上

(2) 異文化理解と外国語能力の向上 <<施策2>> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 「青少年県民意識調査」(2020(令和2)年度)では、小学生・中学生の7割、高校生・大学生の6割が、海外留学や海外で仕事をしたいと思っておらず、その理由としては、小・中・高校生及び大学生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- 将来、子どもたちがグローバル社会において活躍するために必要な実践的な英語力を身に付けるには、4技能5領域(聞くこと・読むこと・話すこと[やり取り・発表]・書くこと)を総合的に育成することが重要です。

<施策の方向>

- 子どもの異文化理解を深め、国際感覚を高めるため、英語でのコミュニケーション等による異なる文化背景をもつ人々と英語を通して触れ合う体験活動を推進します。
- ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育の実施、ALTの効果的な活用等により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- グローバル化に対応できる人材育成を推進するため、英語によるディベートやプレゼンテーション等、英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、ICTを効果的に活用する等、英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、4技能5領域(聞くこと・読むこと・話すこと[やり取り・発表]・書くこと)を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の異文化理解を深め、英語コミュニケーションへの意欲や英語力を高める取組を推進します。
- ◇ 未来を担う高校生が海外に目を向ける契機となるよう、留学支援の充実に取り組み、将来、世界で活躍する人材を育成します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
グローバル化に対応した 英語教育の推進	・小学校において英検ESG^{注1)}の実施、中学校において英検IBA^{注2)}の実施や英語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い児童生徒を育成します。 ・中学校において、外国語科授業力向上実践講座を実施し、言語活動を中心とした質の高い授業を実践できる教員を育成し、外国語科の授業改善を行います。 ・中学生の外国語能力の向上のために宿泊体験型英語プログラム「イングリッシュキャンプ」を実施します。 ・高等学校において、外国語指導助手（ALT）の配置に加え、英語以外の教科の内容を英語で指導できるALTスペシャリスト（ALTS）を、世界を舞台に活躍する人材育成を教育活動の特色とする学校に、また、高い指導力を有するネイティブ英語教員（NET）を英語科設置校等にそれぞれ配置し、実践的な英語コミュニケーション能力を育成します。 さらに、英語の授業等の改善・充実を図るために、ALTS及びNETによる公開授業や研究協議を行います。
海外留学促進事業	・高校生を対象に、海外の企業や大学等で最先端の知識・技術を学ぶハイレベルな研修（シリコンバレーコース）と、海外企業（現地法人、海外支店等）における職場体験（海外就業体験コース）などの短期留学研修プログラムを実施します。 ・世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的な発展を支える志を持った優秀な人材を育成するために、海外留学に関する情報提供を行うとともに、留学助成金を給付し、経済的な支援を行います。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
生徒の英語力	中学校卒業段階でCEFR ^{注3)} A1レベル相当以上を達成した生徒の割合	54.8% (R5年度)	60% (R8年度)
	高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高等学校生徒の割合	50.9% (R5年度)	60% (R8年度)

注1) 英検ESG：日本英語検定協会が提供している、メモや短文を読むこと、クイズや短い話を聞くことなど、小学生の英語力を測定するための選択式試験

注2) 英検IBA：日本英語検定協会が提供している、英検準1級～5級までの英検級を目安として英語力を測定するための「読むこと」「聞くこと」の記述式試験

注3) CEFR：語学力を評価する国際的な基準。6つの外国語習得レベル（A1、A2、B1、B2、C1、C2）があり、英検3級程度はA1、英検準2級程度はA2とされている。

I 教育の充実

1 学力、体力の向上

(3) 体力の向上 << 施策 3 >>

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2021(令和3)年度)では、小学校及び中学校の男女全ての区分で全国平均を上回っていますが、体育の授業以外で運動やスポーツをしない子どもがいるという課題があります。
- 子どもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。

< 施策の方向 >

- 運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに向けた取組を推進します。
- 生涯にわたって運動やスポーツをする習慣の基礎づくりを推進するため、運動部活動における適切な運営、部活動指導員等の活用により、生徒にとって望ましい環境を構築します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 県内全小・中・高等学校及び特別支援学校における体力の実態及び運動習慣等についての調査を基に、各学校において、体育の授業以外で運動やスポーツをしない子ども等に着目した体力向上に係る取組や体力向上プランによる検証改善サイクルの確立を推進します。
- ◇ 「スポコン広場チャレンジランキングゾーン」「みんなでダンス」等の小学生チャレンジスポーツプロジェクトや体力アップシートの活用等により、子どもの運動やスポーツへの動機付けや習慣化を図ります。
- ◇ 「福岡県学校部活動の在り方に関する指針(改訂版)」及び「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」に則った学校部活動や地域クラブ活動の適切な運営、部活動指導員等を活用した指導体制づくり等により、生徒がそれぞれの種目特有の楽しさを味わうとともに継続して運動やスポーツに親しむことができる環境の構築を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
福岡県体力向上総合推進事業の実施	運動やスポーツの楽しさ・喜びを実感できるよう、各学校における体育・保健体育科授業の充実・改善及び、効果的な「1校1取組」運動を位置付けた体力向上プランの作成・実施を推進します。
福岡県部活動改革推進事業の実施	・より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中学校・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を配置し、併せて顧問や部活動指導員の指導力向上を図るための研修会を実施します。 ・市町村において、休日の部活動の段階的な地域移行等に向けた実証事業を実施し、その成果を県内に広く普及します。 ・各市町村における部活動改革が円滑に推進できるように、改革の方針や課題等について検討する協議会の開催を支援します。
教員の指導力向上のための各種研修の充実	教員の指導力向上を図るため、初任者・保健体育科教員及び管理職を対象とした体力向上に関する研修会を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
子どもの体力向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の割合が全国の割合を上回る区分数 (教育事務所、小・中学校、男女別)	14 区分 (R6 年度)	全区分 (24 区分) (R8 年度)
子どもの運動時間	1 週間の総運動時間 (体育授業を除く。) が 60 分未満の児童生徒の割合	小学校男子 : 8.5% 小学校女子 : 15.8% 中学校男子 : 9.1% 中学校女子 : 23.3% (R6 年度)	小学校男子 : 4.3% 小学校女子 : 7.5% 中学校男子 : 4.4% 中学校女子 : 10.3% (R10 年度)

I 教育の充実

1 学力、体力の向上

(4) 健康教育の推進 ≪施策4≫ 高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、子どもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病等の健康課題が見られ、学ぶ意欲や体力の低下の一因となっていると考えられています。

<施策の方向>

- 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門医（産婦人科医・精神科医）による健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対し、指導助言を行います。
- 関係機関と連携した外部講師の有効活用を促し、学校におけるがん教育を推進します。
- 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるよう、各教科、学校行事等の教育活動全体を通して、学校保健、学校安全、食育等の健康教育を計画的・組織的に推進するとともに、家庭や地域と連携・協働し、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症等の人獣共通感染症に対する理解を深めるとともに、人と動物、地球環境の健康は一体と考える「ワンヘルス」の理念に基づく取組等を通して、子どもが生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を育成します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、専門医等や関係機関との連携を推進します。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
- ◇ 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、義務教育段階から高等学校段階までの系統性ある「ワンヘルス教育」の推進を図るとともに生涯にわたる自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けさせるため、ワンヘルスの理念に基づく取組を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
健康教育推進事業の実施	県立高等学校等に産婦人科医及び精神科医等を派遣し、生徒、教職員、保護者を対象とした講演や健康相談を実施することにより、性や心の健康問題の早期発見・早期解決に取り組みます。 また、学校におけるがん教育を推進します。
食に関する指導についての研修の充実	管理職、栄養教諭などを対象とした各種研修及び栄養教諭などの資質向上のための基本研修を実施します。
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	子どもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組みます。
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設へ指導者を派遣し、状況調査や改善指導を行うとともに、学校給食用食材の安全確保のために定期検査を実施します。
ワンヘルス教育総合推進事業の実施	・ワンヘルスに関する理念の普及に向け、啓発のための資料等を配布します。 ・義務教育段階において、農業高校を活用したワンヘルス学習を実施します。 ・小・中学校における教員向け研修（オンデマンド型）や県立高等学校等において、ワンヘルス教育推進教員向け研修会や生徒を対象とした講演会等を実施します。 ・全ての県立高等学校においてワンヘルス教育を実施し、特に農業高校等においては、ワンヘルス教育の先進的、重点的な取組を行い、実践発表を行います。 ・青少年教育施設におけるワンヘルス教育の充実を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	91.4% (全国 93.7%) (R6 年度)	全国平均以上 (毎年度)

I 教育の充実

2 豊かな心の育成

(1) 道德教育の推進 < 施策 5 >

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 「福岡県民ニーズ調査」(2021(令和3)年度)によると、教育分野では、道德、人権等、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道德や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。

< 施策の方向 >

- 「特別の教科 道德」において、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道德教育の質の向上と一層の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 自他の生命を大切に作る心、他者を思いやる心、自己の向上を図るとともに個性を伸ばして充実した生き方を追求する心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道德性を養う道德教育の充実を図ります。
- ◇ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けることができるよう、教科等横断的な視点に立った情報モラル教育を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
ボランティア活動等の社会奉仕 体験活動の推進	家庭や地域と連携し、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる 勤労生産やボランティア精神を養う体験活動を推進します。
規範的な行動を促す道德、 特別活動、総合的な学習・探究 の時間等の教育活動の充実	小・中学校においては、道德教育推進の中核となる指導者を養成 するとともに、各学校における「道德教育実践ハンドブック vol.2」 の活用を促進します。 県立学校においては、道德教育推進教師を中心とした指導体制を 整備し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動 全体を通じて行うことにより、生徒の心に響く道德教育の充実を図 ります。
情報モラル教育の充実	研究推進によって、情報モラル教育のモデルとなる指導を全県下 に普及・啓発するとともに、児童生徒及び保護者への情報モラルの 啓発を行います。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
道德教育の推進	各地域の道德教育の中核となる小・中学校教 員の養成研修修了者数	24 人 (R6 年度)	24 人 (毎年度)
	研修会の講師等として自校以外で活動した 研修終了後5年以内の道德教育地域指導者 の割合	58.6% (R6 年度)	60% (毎年度)

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(2) 実体験を重視した教育の推進 < 施策 6 >

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、子どもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、子どもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

< 施策の方向 >

- 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 各社会教育施設の特色に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。
- ◇ 体験活動の機会を確保するため、学校等における集団体験活動の取組に対する支援を行います。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の体験活動の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
県立学校集団体験活動 推進事業の実施	県立中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校において、自立や協働の精神を学びながら、社会性や他人を思いやる心、集団内の好ましい人間関係づくりと自尊感情や規範意識を育成するため、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた集団体験活動や自然体験活動を実施します。
放課後等における 子どもの体験活動などの支援	・地域活動指導員を設置する市町村を支援することで、子どもの体験活動等を推進します。 ・子どもの主体性や協調性を育むため、地域学校協働活動等において放課後等における子どもの体験活動を推進します。 ・「ふくおか体験活動出前隊（青少年教育施設職員）」が、学校や地域に出向き、子どもの体験活動を支援します。
障がいのある子どもや 不登校の子どもの体験活動の支援	県立の社会教育施設において、障がいのある子どもや不登校の子どもを対象とした体験活動事業を実施し、将来に対する目的意識や社会性を育みます。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
放課後等における体験 活動の実施	放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	89.7% (R5 年度)	100% (毎年度)

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(3) 幼児教育の充実 ≪施策7≫

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

＜現状・課題＞

- 幼児期は、基本的な生活習慣を獲得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎をつくる重要な時期であり、子どものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育の充実を図る必要があります。

＜施策の方向＞

- 幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割等について情報提供を行うとともに、幼児教育・保育の質の向上の一体的推進を図ります。
- 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、学校、家庭、地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等と小学校の合同研修の実施促進などの啓発を行います。
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	保護者等からの家庭教育・子育て全般の相談に応じる電話相談「親・おや電話」及びメール相談を実施します。また、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	69.8% (R5 年度)	80% (毎年度)

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(4) 読書活動の充実 << 施策 8 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 読書活動は、言葉を学び、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高めるとともに、多くの知識を得て多様な文化を理解することができるようになる等、子どもの成長に欠かせないものであるため、より一層の推進が必要です。

< 施策の方向 >

- 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。
- 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の形成・定着を図ります。
- ◇ 県立図書館を中心に図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化を推進します。
- ◇ 「福岡県読書バリアフリー推進計画」に基づき、全ての人が等しく読書をすることができるようサービスの充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	学校図書館の機能の計画的な利活用を促すとともに、各教科等の授業、学校全体での「全校一斉読書」及び「読書の時間（10分間読書等）」などを通して、日常的・継続的な読書活動を推進します。 また、研修会等を通じて、司書教諭等による学校図書館の利用指導・読書指導等の充実を図ります。
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けて、指導・助言や情報提供を積極的に行います。
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	ボランティア養成を目的とした講座等を実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充に努めます。
読書好きを育む環境づくり 応援事業の実施	乳幼児から中学生までを対象とした発達段階に応じた読書活動の取組や保護者への啓発、読書活動の気運を高める特色ある取組の支援を通して、「読書が好きな子ども」が育まれる環境づくりを推進します。
読書バリアフリー推進 事業の実施	福岡県読書バリアフリー推進計画に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての人が等しく読書をすることができる社会を実現するために、県立図書館が推進拠点となって福岡点字図書館と連携して、職員研修をはじめとした公立図書館への支援及び利用者へのサービスの充実を図ります。

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(5) いじめや不登校等への対応 ≪施策9≫

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県における小学校・中学校・高等学校のいじめの認知件数や不登校の子どもの数は増加傾向にあり、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応が必要です。

<施策の方向>

- いじめや不登校等の生徒指導上の問題について、早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む校内の全ての教職員で相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- 日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の子どもの個々の状況に応じたきめ細かな支援を通じて学校復帰を図るとともに、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体との連携やICTを活用した学習支援を行う等、多様な教育機会を確保しながら社会的自立への支援の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）及び福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会の調査等に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ◇ 電話やメールのほか、対面や電話での相談に抵抗感がある児童生徒にも対応可能なSNSなど、多様な相談方法による教育相談体制の充実を図ります。
- ◇ 不登校児童生徒が、ICTを活用した支援を受けられる環境整備を図ります。
- ◇ 不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた学びの場を整備します。
- ◇ 不登校経験のある生徒や不登校状態にある生徒が学びやすい環境を県立学校に整備します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
いじめ・不登校総合対策事業の実施	魅力ある学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実を図ります。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用や関係機関との連携を進め、いじめ・不登校の予防・解消や児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図ります。 ・全ての小・中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置します。 ・不登校児童に対する早期支援として、小学校の校内教育支援センターに支援員を配置する市町村に対する支援の充実を図ります。 ・電話やメールによる相談に加え、SNSを活用した即時に対応する双方向システムによる相談を実施することにより、児童生徒の相談に係る多様な選択肢を用意し、様々な悩みに対する助言を行います。 ・不登校生徒が県立高等学校に進学しやすい環境を整備するため、博多青松高等学校の通信制課程において協力校でのスクーリング（面接指導）を実施するとともに、小郡高等学校に「学びの多様化学校」として、「みらい創造コース」を設置します。また、一般入学者選抜において、長期欠席者に対する特例措置を実施します。 ・学校への登校が困難な子どもたちが、社会的自立に向け一歩踏み出せるよう、少年自然の家「玄海の家」において受入体制を強化します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
不登校対策	相談・指導等※を受けていない不登校児童生徒の割合	小 37.4% 中 40.7% 高 54.3% (R5年度)	小 28% 中 36% 高 50% (R8年度)
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 34.0% 中 31.7% 高 69.8% (R5年度)	小 39% 中 38% 高 65% (R8年度)
いじめの解消	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 76.7% (全国 77.7%) 中 80.4% (全国 75.9%) 高 73.1% (全国 78.2%) (R5年度)	全国平均以上 (毎年度)

※「相談・指導等」は、教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等によるものを指し、担任等の教職員によるものは含まない。

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(6) 少年の非行防止と健全育成、インターネット適正利用の推進 <施策10>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県における刑法犯少年の検挙補導人員及び再犯者数は減少傾向にありますが、大麻乱用少年が増加する等深刻な状況です。
- 少年非行には、少年の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等様々な背景があります。
- インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめの増加や性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。

<施策の方向>

- 子どもの社会規範等に対する理解の深化、非行行為に走らない判断力や実践力等を高める取組を行います。
- スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性や各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- 情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、スマートフォン等の使用について家庭におけるルールづくりを行うなど、児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等を関連付け、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
保護者と学ぶ児童生徒の 規範意識育成事業の実施	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。
薬物乱用防止教育の充実	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。
飲酒運転防止教育の充実	飲酒運転防止教育に係る教員の指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
家庭・地域と連携した 規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 40.1% 中 11.0% (R5 年度)	小 45% 中 12% (R8 年度)

I 教育の充実
2 豊かな心の育成

(7) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実 ≪施策11≫

総務企画課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきたしつけ、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得等の教育機能が低下してきています。また、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。

<施策の方向>

- 保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営を行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会）、地域と学校が連携・協働し地域住民等の参画を得て学校支援、学習支援、体験活動を実施する地域学校協働活動を一体的に推し進めることにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える教育環境の充実を図ります。
- 地域住民や企業、団体等の参画を得ながら、放課後や休業日の学習支援、体験活動のさらなる充実を図ります。
- 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成等の取組の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村に対して支援します。
- ◇ 県立高等学校と地域の連携・協働を推進し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。
- ◇ 県民一人一人が教育の重要性を考え、子どもを育む当事者としての意識を高めるため、「ふくおか教育月間」関連事業を実施し、県内全域で気運の醸成を図ります。
- ◇ 家庭教育の充実に向け、学校とPTAの連携・協働を推進します。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働して子どもの基本的な生活習慣を確立するために、家庭教育支援を担う人材を育成します。
- ◇ 市町村等に対して、家庭教育支援に関する情報や研修の機会を提供することで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
地域と一体となった 学校づくりの推進 ・地域学校協働活動事業 ・県立高校地域連携構築事業 ・ふくおか教育月間推進事業	学校と地域がめざす子どもの姿や学校の教育目標等を共有できる制度であるコミュニティ・スクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。 ・地域学校協働活動推進員の配置を促進し、地域学校協働活動本部を中心とした多様な活動を実施する市町村に対して支援します。 ・コミュニティ・スクールを導入した県立高等学校において、地域との連携・協働を進め、学校の魅力化・特色化を図ります。 ・県民の本県教育への関心・理解を深めるため、11月の「ふくおか教育月間」に啓発イベントを開催します。また、市町村教育委員会等の関係団体と連携し県内全域での気運の醸成に努めます。
優れた知識・技能を有する 社会人の積極的な活用促進	総合的な学習・探究の時間、特別活動などにおける社会人の積極的な活用を促進します。
P T Aが主体となって取り組む 「“新”家庭教育宣言」への支援	県P T A連合会が実施する「“新”家庭教育宣言」事業を支援し、親子で取り組む家庭内での生活習慣づくりやメディアに関するルールづくり等を通じて家庭の教育力向上を目指します。
ふくおか社会教育応援隊による 家庭教育支援の実施	「ふくおか社会教育応援隊（県社会教育主事等）」が、市町村や団体等に対し、家庭教育支援に関する講義・演習や情報提供を行います。
子育てに関する学習機会や 情報提供の推進（再掲）	保護者等からの家庭教育・子育て全般の相談に応じる電話相談「親・おや電話」及びメール相談を実施します。また、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
学校、家庭、地域の 連携・協働、相互理解	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった学校の割合	小 92.7% (全国 88.9%) 中 84.0% (全国 84.1%) (R6年度)	全国平均以上 (毎年度)
コミュニティ・スクール と地域学校協働活動 の一体的推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小・中学校の割合	82.0% (R6年度)	100% (R7年度)

I 教育の充実

3 個性や能力を伸ばす教育の推進

(1) 子ども本位の指導の推進 ≪施策 1 2≫

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・D X※の進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。

(※ DX:Digital Transformation の略。IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)等の進化したデジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。)

<施策の方向>

- 全ての学習活動において、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を^{きた}実践し、かつ全ての子どもに対して、個々に応じた最適で主体的な学習活動となるよう「子ども本位」の指導を行い、学ぶ意欲や自尊感情、向上心、チャレンジ精神、勤勉性、困難に立ち向かう心等を育成します。
- グローバル化、少子高齢化やD X等が急激に進展する中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった気概のある子どもを育てる教育の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力・体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ 国際的な視野をもって、地域の課題解決や持続的発展に貢献することができる実践力を持った子どもを育てる教育の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
「鍛ほめ福岡メソッド」 総合推進事業の実施	小・中学校において、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた実践を通し、学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成します。また、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた基礎学力の定着を図る取組におけるＩＣＴ活用（１人１台端末）の効果的な在り方について実践研究を行います。
少人数指導や習熟度別指導の推進	校内での研修等を通して、指導方法・体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を推進します。 また、ＩＣＴの有効活用による主体的・対話的で深い学びを実現するための指導方法の改善・効率化を図ります。
小・中学校の連携強化による 一貫性のある教育の推進	中一ギャップの解消や学力向上の継続的な取組の充実のため、中学校区内の小・中学校の連携強化を図ります。
高校生知の創造力育成 セミナー事業の実施	大学教授などを講師に合宿セミナーを実施し、知識・技能などを活用して思考力・判断力・表現力などを高め、課題解決能力を育むことで、グローバルな視野で考察できる人材を育成します。
次世代の科学技術を担う 人材育成事業の実施	科学技術に関するコンテストを実施し、科学技術系人材の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」などの全国大会で上位入賞できる能力を養い、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成します。
専門高校生実践力向上事業の実施	ＳＫＢ（専門高校物産展）やものづくりコンテストの実施及び資格取得等への取組により、専門知識や得意技を磨き、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成します。
今日的な課題に対応した 教育の推進	各教科や総合的な学習・探究の時間などを通して、主権者教育、消費者教育、租税教育、人権教育などの今日的課題に対応した教育を推進します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
科学技術系人材の 育成	高校生科学技術コンテストの参加申込者数	761 人 (R6 年度)	700 人 (毎年度)
	科学の甲子園ジュニアの参加チーム数 (中学生対象)	192 チーム (R6 年度)	150 チーム (毎年度)

I 教育の充実

3 個性や能力を伸ばす教育の推進

(2) 特別支援教育の推進 << 施策 1 3 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。
- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。

< 施策の方向 >

- 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、県立特別支援学校3校を新設する等、特別支援学校に入学する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性の向上と支援体制の整備・充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名		概 要
特別支援教育の推進事業	特別支援学校の教育環境の整備	「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づき、県立特別支援学校の整備を推進します。
	県立学校等医療的ケア ^{注1} 体制整備事業の実施	医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校に看護職員を配置するとともに、研修機会の提供等による市町村（教育委員会及び学校）への支援や医療的ケアガイドラインの周知を通して、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安全に教育を受けられる環境の充実を図ります。
	特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性の向上と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図ります。
	高等学校等における特別支援教育の充実	県立中学校、高等学校及び中等教育学校において、特別な支援を必要とする生徒に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」や特別支援教育ボランティアの活用、特別支援教育コーディネーター研修会の充実等を通して、特別支援教育の一層の充実を図ります。
	高等学校等特別支援教育推進事業の実施	県立中学校、高等学校及び中等教育学校において、特別支援教育支援員を配置することを通して、特別な支援を必要とする生徒に対して、学習支援や介助等を行い、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を図ります。
	高等学校等通級指導推進事業の実施	県内に拠点校 4 校とサテライト校 2 校を設け、県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がいのある生徒を対象に、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする通級による指導を実施します。
	発達障がい児等教育継続支援事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにします。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
特別支援教育体制の整備	個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合（公立学校（園））	89.9% (R5 年度)	100% (R8 年度)

注1) 医療的ケア：保護者が日常的に実施している医行為（たんの吸引、経管栄養、導尿等）。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。

I 教育の充実

3 個性や能力を伸ばす教育の推進

(3) キャリア教育・職業教育の推進 <<施策14>> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばす必要があります。
- 本県の新規学卒者の就職率は高い状況にありますが、卒業後の早期離職者を防止する必要があります。

<施策の方向>

- 小・中・高等学校の各段階や特別支援学校において、地元の企業・経済団体と連携した教育を通して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えるようにするためのキャリア教育を推進します。
- 長期間のインターンシップ、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動、特別支援学校でのICTを活用した就職につながる学習・就職支援等を推進します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。
- ◇ 障がいのある生徒が希望する職業に従事するため、ICTも活用しながら専門教科や作業学習による実践的な教育の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名		概 要
キャリア教育総合推進事業	地域の企業・経済団体・農業法人等と連携したインターンシップ等の推進	小・中学校においては、各学校におけるキャリア教育推進のため、事前・事後の学習を充実して、職業に関する講話や職場体験活動を実施します。 県立高等学校においては、望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、各経済団体等との連携を深め、出前講座や専門的な技術指導、高校生等を対象としたインターンシップの取組を推進します。 また、高校生が金融リテラシーを身に付けられるよう、教材の開発や外部人材を活用した授業を実施します。
	高校生みらい支援事業の実施	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯を中心に進路支援が必要な生徒に対し、自らの適性についての認識や将来の展望及び職業に対する意識を高めさせるとともに、新規の求人開拓や生徒の面接指導など就職決定までの支援を強化することで、生徒の進路実現を支援します。
	新規高卒者の就職支援の充実	各学校での求人開拓や生徒面談等の充実による支援の強化を図るとともに、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
	県立工業高校産業人材育成事業の実施	- 産学官が連携して、企業における訓練等を通して、先端成長産業をはじめ幅広い産業に対応できる、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成します。 - 社会のデジタル化の急速な進展や自動車産業における技術革新を踏まえ、実習環境を整備し、県内の自動車・半導体関連企業で活躍できる人材を育成します。
	県立高校産業教育の充実	県立高等学校の専門学科及び総合学科において、専門的な知識や技術・技能を高めるため、高度な職業資格を受検する生徒に検定料の助成を行います。
	情報・先端分野人材育成事業の実施	県立高等学校において、県内の情報・先端技術関連企業・大学等の見学や出前授業、エンジニアによる実習指導により、生徒の興味・関心の向上を図り、進路選択の幅を広げます。
	県立特別支援学校生徒希望進路実現支援事業の実施	県立特別支援学校において、外部専門家によるセミナーとガイダンスを実施し、児童生徒・保護者の就職への意識向上を図るとともに、生徒・保護者の希望や意見を聞く場を設けます。また、就職支援サポーターを配置し実習先・進路先の開拓等を進めます。
	特別支援学校技能検定の実施	県立特別支援学校高等部生徒の就職意欲を高めるとともに、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施します。
	特別支援学校生徒ICT活用就職支援の実施	ICTを効果的に活用し、企業等のニーズに対応できるよう生徒のICT活用スキルを高める職業教育を実施するとともに、テレワーク等を含めた現場実習の機会を確保することで、県立特別支援学校高等部生徒の進路選択の幅を広げます。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	98.3% (R5年度)	100% (R8年度)
就職意欲の向上	県立特別支援学校高等部（本科）における就職希望率	44.7% (R6年度)	49% (R8年度)

I 教育の充実

4 教育環境づくり

(1) 今日的な教育ニーズへの対応 < 施策 15 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- デジタル化の急速な進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化等に伴い、様々な教育ニーズに対応する必要があります。
- 国際化の進展に伴い外国人の子どもや帰国児童生徒が増加していることから、日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。

< 施策の方向 >

- 多様な教育ニーズに応じるため、県立高校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立高校における情報発信力の向上を図ります。
- プログラミング的思考力を育成するため、小・中・高等学校の発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。また、幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力を子どもにバランスよく身に付けることができるようSTEAM教育*等の教科等横断的な学習を推進します。
(※ STEAM教育:STEAMは、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・文化・倫理等(Arts)、数学(Mathematics)の頭文字。各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。)
- 外国人の子ども等日本語指導を必要とする子どもへの対応として、個に応じた指導を実施するための学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援する取組を推進します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。
- ◇ 学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として示されたことを踏まえ、小・中学校9年間を通した組織的・系統的な情報活用能力の育成に向けた教育の推進を図ります。
- ◇ 日本語指導が必要な児童生徒への適切な教育の機会を確保するための支援を行います。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
県立高校活性化の推進	活性化戦略本部の指導・助言及び活性化チームと各学校との連携により、県立高等学校の活性化を総合的かつ戦略的に推進します。
学科・コースの充実	県立高等学校に対する調査やヒアリング等により、特色ある学科・コースの現状と課題を把握し、地域や学校・生徒の実態等に応じて、学科・コースの充実を図るとともに、普通科の特色化を推進します。
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施します。また、生徒及び保護者等の利便性向上を図るため、入学者選拔出願手続をWEB上で行うシステムを導入します。
情報活用能力向上事業の実施	小・中学校における情報活用能力の向上に向けて、小・中学校9年間で組織的・系統的に取り組むカリキュラム・マネジメントに基づいた実践的な研究の支援を行い、成果や実践事例を普及します。
日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等への支援体制の充実	小・中学校において、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員等を対象に、日本語指導の指導力向上や教育委員会における支援体制の充実を図る専門研修を実施します。

I 教育の充実
4 教育環境づくり

(2) 学校教育のICT化 <<施策16>>

施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 全ての子どもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。

<施策の方向>

- 日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するため、必要なICT環境の整備を図ります。
- 感染症や災害等における学習の継続、様々な学習上の困難を持つ子どもへの対応等の「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ ICT環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の実態、発達段階に応じてこれまでの授業実践とICT活用の最適な組合せによる授業改善を推進します。
- ◇ 教科指導以外でも、教育相談及び生徒指導並びに家庭及び関係機関との連携など様々な分野でICTを活用し、効率的・効果的な教育活動を行います。
- ◇ 感染症や災害等による緊急時における学習の継続や様々な学習上の困難をもつ児童生徒への対応などの「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。
- ◇ ICTの技術的支援体制を整え、全ての県立学校において1人1台端末などのICTを効果的に活用した教育活動の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名		概 要
I C Tを活用した教育推進事業	I C T環境整備の実施	・義務教育段階の公立学校について、福岡県公立学校情報機器整備基金を活用した1人1台端末の着実な更新を実施します。 ・県立学校について、児童生徒が授業で一斉にタブレット端末を活用できる通信環境を整備します。 ・情報、数学、理科等の教育や、I C Tを活用した文理横断的な学びを強化する学校に必要な環境を整備し、デジタル・半導体等成長分野を支える人材を育成します。 ・教員のI C T活用をサポートする情報通信技術支援員（I C T支援員）を全県立学校に引き続き配置します。 ・県立特別支援学校に、児童生徒の障がいの状態や特性に応じたI C T機器（分身ロボット・デジタル教科書・入出力装置等）を配備・維持・更新します。
	教員のI C T活用指導力向上研修の実施	学校教育I C T活用推進班を中心に、各地域でのI C Tを活用した授業づくりに関する研修を支援します。
	情報活用能力向上事業の実施（再掲）	小・中学校における情報活用能力の向上に向けて、小・中学校9年間で組織的・系統的に取り組むカリキュラム・マネジメントに基づいた実践的な研究の支援を行い、成果や実践事例を普及します。
	学校横断型教育プログラムの実施	県立高等学校の生徒が学校の枠を越えて、指導力の高い教員の講習を受けたり、他校生徒と協働して学習活動を行ったりするなど、I C Tを活用して多彩な学習機会の提供に取り組みます。
	生徒の学習データの蓄積・分析	生徒の学習データを蓄積・分析するデジタル採点分析システムを活用し、個々の生徒に合わせた指導や授業の改善を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
県立高等学校におけるI C Tの効果的な活用による教育の充実	I C Tを活用した学びにより学習意欲が高まった生徒の割合	79.4% (R6年度)	90% (R9年度)

I 教育の充実
4 教育環境づくり

(3) 子どもの安全確保 <<施策 17>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 全国で登下校中の子どもが交通事故や不審者等による事件の被害者となる事態が発生しているほか、大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており、子どもの安全確保が課題となっています。

<施策の方向>

- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実を図ります。
- 子どもが自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。
- ◇ 学校安全について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施	大学教授や安全教育3領域(生活安全・交通安全・災害安全)の専門家及び教育関係者等で組織した安全教育推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策等についての内容や方法等について協議します。 また、市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みや取組の好事例を普及することにより、学校安全の取組の推進を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (R5年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
防災教育の推進	災害時の児童生徒の引渡し手順・ルール策定率(小・中学校)	80.3% (R5年度)	100% (R8年度)

I 教育の充実
4 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 ≪施策18≫

施設課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。

<施策の方向>

- 老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等により、学校施設等の整備・充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
学校施設の 老朽化対策の推進	県立学校については、「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成 30 年 3 月）に基づき、改築や大規模改修などの老朽化対策を計画的に実施します。 市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供します。
学習環境の整備	児童生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、空調設備の整備や維持管理を行います。

I 教育の充実
4 教育環境づくり

(5) 厳しい教育環境にある子どもへの支援 <施策19>

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習する子どもたちへの支援が求められています。

<施策の方向>

- 学ぶ意欲のある子どもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高等学校等奨学金助成事業及び高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- スクールソーシャルワーカー等専門スタッフ及び警察・教育支援センター・福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
高等学校等奨学金助成事業の実施	経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する福岡県教育文化奨学財団に助成を行います。
高等学校等就学支援金事業の実施	一定の所得未満の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、公立高等学校等の授業料を実質無償とします。
高校生等奨学給付金事業の実施	高校生等がいる低所得世帯を対象に、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施	貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するため、学校に教員以外の専門スタッフ（スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援スタッフ）を配置・派遣します。特に全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合	99.0% (R6 年度)	100% (R7 年度)

I 教育の充実

4 教育環境づくり

(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 <施策20>

教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- ICTを活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- 学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。

<施策の方向>

- ICTを活用した教育活動の推進のため、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修の実施等、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- ネイティブ英語教員及び英語活動指導員による公開授業や研究協議を行い、英語教員の指導方法の改善・充実を図ります。
- 採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実を図ります。
- 教員の指導力向上のため、学校において求められる立場、役割、資質、能力に応じた研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。
- 県立学校に部活動指導員を配置するとともに、政令市を除く市町村（学校組合）立学校への配置に係る補助事業を実施し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。
- 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェアを普及・推進し、学校の業務改善に取り組みます。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を進めていく中、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教員育成指標（令和4年12月改訂）に基づき、研修の充実を図ります。また、学校管理職による、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励等により、教員の主体的な学びを推進します。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力、教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 教職員の働き方改革取組指針（平成30年3月策定（令和7年3月改定））に基づき、教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務を情報化することによる効率化等、教職員の働き方改革を進めます。
- ◇ 教師の魅力発信のための大学等と連携したセミナー等を行うことで、教師人材の確保を図ります。
- ◇ 情報漏洩や不正アクセス等の防止を図るため情報セキュリティの確保を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
教員採用試験の改善・充実 及び大学等との連携	教員採用試験においては、豊富な経験・知識を有している社会人や、新しい課題に対応できる優秀な人材を確保する観点から、新たな特別選考の導入など採用試験の工夫改善を図ります。また、教員を志望する者を増やすため、本県学校教育の魅力を紹介する説明会や、新たな人材の発掘に向けたセミナーを実施するなど、大学等と連携した取組を強化します。
教員の資質の向上	教員育成指標を踏まえて策定した教員研修計画のもと、ICTを活用しつつ、校内研修などの授業実践に基づく学びを推進するとともに、様々な機関が行う校外研修の中から、教員が主体的に選択して受講することで、効果的な教員の資質向上を図ります。
若年教員の育成の充実	県立学校における育成方針、指導体制及び育成プログラムに基づき、若年教員の効率的・効果的な育成の充実に取り組みます。
社会体験研修等の 長期派遣研修の充実	研究機関や大学、民間企業等での長期間の研修を実施し、教員に幅広い社会的素養を身に付けさせ、教員としての資質・能力の向上を図ります。
教員評価の充実	人事評価制度を活用し、教員の能力開発と人材育成を図り、適切な人事配置を行うことにより、教員の意識改革や資質・能力の向上及び学校の活性化を積極的に推進します。
教職員の働き方改革の推進	・勤務時間管理システムを活用して、県立学校における勤務実態を把握し、管理職による適切な業務・健康管理を実施するとともに、教職員の意識改革を推進し、長時間勤務の改善につなげます。 ・心身に悩みを抱える教職員を対象とする各種相談事業及び管理職や中堅教員を対象とするストレスマネジメント研修を実施します。 ・働き方改革に関する好事例の収集を行い、取り組みやすく効果が期待できる取組事例を各学校へ紹介します。 ・校務の様々な情報を教員間で共有する学校用グループウェアの活用促進のための研修を実施するとともに、児童生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステムを効果的に運用し、校務の標準化と効率化を進めます。 ・教員のICT活用をサポートする情報通信技術支援員（ICT支援員）を全県立学校に引き続き配置します。（再掲） ・教員の負担軽減に向け、中・高等学校及び特別支援学校への部活動指導員配置等と併せ、休日の部活動の段階的な地域移行等の実証事業を実施します。 ・県立中・高等学校ではデジタル採点分析システムを活用し、採点業務の効率化を図ります。 ・小・中学校への教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員等の配置を支援し、教員の負担軽減を図ります。 ・県立高等学校入学者選抜において、入試業務の効率化及び教職員の負担軽減に向け、出願手続をWEB上で行うシステムを導入します。
教職員の情報セキュリティ 意識の向上	個人情報漏洩等の事故を防ぐために、管理職や情報担当者を対象とした研修を実施し、情報セキュリティに対する意識の向上を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
県立学校教職員の 長時間勤務の改善	時間外在校等時間 ^{注1)} が次の区分 の時数を超えている教職員の割合 ①年 360 時間 ②月 45 時間 ③月 80 時間	①年 360 時間超 43.9% ②月 45 時間超 23.6% ③月 80 時間超 1.9% (R5 年度)	① 0% ② 0% ③ 0% (毎年度)

注 1) 時間外在校等時間：勤務時間外の「超勤4項目」以外の業務も含めて、教師が校内に在籍している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから正規の勤務時間、休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

Ⅱ スポーツ立県福岡の実現

1 未来へはばたく青少年の応援

(1) 次世代の競技者の育成 ≪施策 2 1≫

体育スポーツ健康課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 青少年が持つ能力や個性を伸ばし、スポーツ・文化芸術の分野において次代を担う人材を育成する取組の推進が必要です。

<施策の方向>

- オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。
- 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組みます。
- 全てのアスリートが質の高いコーチングを受けることができる環境を整備するため、中央競技団体等と連携し、世界に通用するトップアスリートを育成する一貫指導システム（主として小・中・高・大学生年代）の構築を図るとともに、そのシステムを県内の指導者に普及します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進、「誠実性・健全性・高潔性」といったスポーツ・インテグリティの確保に関する研修に取り組みます。
- ◇ ジュニアや大学・社会人、女性アスリートの育成強化、さらに本県の得意種目を有する競技団体への支援を行うとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
ジュニアアスリート育成・競技団体等活性化事業の実施	国際大会等世界の舞台で活躍するなど、スポーツの力で県民に夢や感動を与えることができるトップアスリートを輩出するため、スポーツに取り組む小・中学生の発掘から始まる各年代の「育成強化システム」を構築します。 ・小・中学生の発掘育成活動などを支援 ・日本代表候補など、中・高校生アスリートの海外遠征を支援 ・国民スポーツ大会ふるさと選手の強化活動などを支援 ・競技団体のガバナンス強化に向けた活動を支援
競技スポーツ振興事業の実施	本県の競技力向上を図るため、指導者等に最新のスポーツ振興方策やスポーツ医・科学に関する情報提供、スポーツ・インテグリティの確保に関する研修会の実施等を通して、指導者の資質向上を推進します。
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	総合プール等の施設設備を整備します。また、スポーツ医・科学を活用した相談事業を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
競技スポーツの振興	国民スポーツ大会における男女総合成績順位	13 位 (R6 年度)	8 位 (毎年度)
女性アスリートの育成	国民スポーツ大会における女子総合成績順位	10 位 (R6 年度)	8 位 (毎年度)

Ⅲ 共助社会づくり、生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

(1) 社会教育の推進 ≪施策 22≫

社会教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- PTA、子ども会、婦人会等社会教育団体による活動や公民館、図書館等社会教育施設における学習機会及び情報の提供は、生涯学習・社会教育を推進する上でも重要な役割を果たしています。
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下し、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、さらに学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。
- 感染症対策やICT化の進展により、オンライン学習等新しい生活様式に対応した学習環境を整える必要があります。

<施策の方向>

- ICTを活用しながら、社会教育に関する多様な学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、学習成果の活用を促進します。
- 県立社会教育施設の機能の充実を図り、県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組めます。
- PTA、子ども会、婦人会等の関係機関・団体との連携・協力体制を強化します。
- 社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上を図ります。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ ICTを活用しながら、県民の学習ニーズや現代的課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組むことにより、県立社会教育施設の機能充実・利用促進を図ります。
- ◇ 社会教育関係職員の資質向上と、関係機関・団体との連携・協力体制を強化することにより、社会教育活動の活性化を図ります。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」の活用等をはじめ、社会教育に関する情報提供や学習相談の充実を図ります。
県立社会教育施設の機能充実・利用促進	・ I C Tを活用しながら、県民の多様な学習ニーズに即した学習プログラムの開発や地域学校協働活動、体験活動、家庭教育支援等の現代的課題に対応した事業を実施し、施設の機能充実・利用促進を図ります。 ・ 県立社会教育施設において、近隣大学と連携してボランティアの養成・登録を推進し、ボランティア活動の促進を図ります。 ・ 県立図書館において、電子書籍を含むデジタル資料の充実に努めます。
社会教育関係職員の資質向上	社会教育・生涯学習関係職員等研修会や公共図書館等職員研修会、県社会教育主事等研修会等を実施し、社会教育関係職員の資質向上を図ります。
ふくおか社会教育応援隊事業の実施	「ふくおか社会教育応援隊（県社会教育主事等）」が、市町村規模あるいは広域で活躍する機関・団体等が実施する社会教育関連事業に対し、効果的・効率的な運営を支援することにより、地域における社会教育活動の充実及び活性化を図ります。
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	社会教育関係団体が実施する研修会等において、講義や指導助言などの活動支援を行うとともに、団体助成金を交付します。
N P Oやボランティア団体との連携・協力の推進	N P Oやボランティア団体との連携強化を図るため、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」や「中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会」を開催します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用団体数 （社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	1,903 団体 （R5 年度）	1,900 団体 （R8 年度）
県立図書館の利用	県立図書館の年間貸出冊数 （電子書籍を含む。）	461,340 冊 （R5 年度）	460,000 冊 （R8 年度）
ふくおか社会教育応援隊事業の実施	ふくおか社会教育応援隊事業における社会教育主事等の派遣回数	893 回 （R5 年度）	1,200 回 （R8 年度）

Ⅳ 文化芸術の振興

1 文化芸術の振興

(1) 文化芸術活動の推進、文化芸術を育む人材の育成

《施策23》

文化財保護課、高校教育課、社会教育課

総合計画の内容

＜現状・課題＞

- 誰もが生涯を通じて、経済的状況や居住する地域、障がいの有無にかかわらず、等しく文化芸術活動に親しむことができる環境を充実させることが重要であり、文化芸術に親しむ機会の充実や、美術館等の文化施設の充実が望まれています。
- 過疎化や少子高齢化等社会状況の変化により、地域の活力の低下が懸念され、文化芸術の担い手や文化芸術活動を支える人材の減少等、豊かな伝統や文化の継承が困難な状況も見られます。
- 文化の振興を観光の振興や地域活性化につなげ、この経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、国や関係自治体、地域住民等と連携し、地域の文化財や世界文化遺産をはじめとした県内の文化資源の保存・活用の取組をさらに進める必要があります。

＜施策の方向＞

- 県立美術館の所蔵品を県内の文化施設等で公開する移動美術館展の開催やインターネット上で所蔵品を鑑賞することができるバーチャル美術館の開設等、美術鑑賞の機会の充実を図ります。
- 県立美術館において、県民から広く作品を公募する福岡県美術展覧会を開催し、県民の創作意欲を高め、美術活動の推進を図ります。
- 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図ります。
- 文化財の適切な保存に取り組みます。また、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興の分野と連携した文化財の多面的な活用に取り組みます。
- 九州歴史資料館における県民向け講座の開催等、文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。
- 九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や体験学習を行います。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。
- ◇ 「福岡県学校部活動の在り方に関する指針（改訂第2版）」及び「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」に則った学校部活動や地域クラブ活動の適正な運営、部活動指導員等を活用した指導体制づくり等により、生徒が継続して文化・芸術活動に親しむことができる環境の構築を図ります。
- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護大綱を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 県民一人一人が、地域の身近な文化財の価値を認識し、大切にしていける想いを共有できる文化財保護の基盤の構築に努めます。
- ◇ 地域に根ざした文化財の保存・活用を推進し、県民と共に多彩な文化財を育みながら、未来への継承を図ります。
- ◇ 県内各地域の文化財を保存・活用していくために、地域との積極的な連携による、地域主体の文化財保護を推進します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
子どもの文化芸術鑑賞・体験の 機会の充実	子どもの文化活動の発表や舞台芸術を鑑賞する機会を提供するほか、県内小・中学校等に芸術家等を派遣し、様々な文化芸術を体験する機会を提供します。
県立美術館の機能の充実	展覧会事業や貸館事業の実施、インターネット上で県立美術館の所蔵品を鑑賞できる「バーチャル美術館」の公開等、県民の鑑賞・創作活動の充実を図ります。 また、美術講演会、ワークショップ、移動美術館、鑑賞教育プログラムの実施等により教育・普及活動の充実を図ります。
中学校文化連盟、高等学校 芸術・文化連盟への支援	中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への助成金の交付や情報提供等により、事業活動を支援します。
九州歴史資料館の利用促進、 調査・研究の充実	九州歴史資料館の利用促進のため、常設展示内容の充実とともに、時宜をとらえた特別展や企画展を開催するほか、小・中学校における学習段階に応じた出前授業や子ども向けイベントなどを実施します。
旧福岡県公会堂貴賓館 魅力向上推進事業の実施	重要文化財旧福岡県公会堂貴賓館の更なる活用を図るため、指定管理者と連携・協力し、屋外ナイトコンサートや夜間フラワーイベントなどを実施することにより、文化財や観光資源としての魅力向上を図ります。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	72,397 人 (R5 年度)	160,000 人 (R8 年度)

V 人権が尊重される心豊かな社会づくり

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育の推進 <施策24> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課

総合計画の内容

<現状・課題>

- 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、社会生活の様々な場面において存在しています。
- 同和問題（部落差別）に関しては、現在もおお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する暴力・虐待等深刻な人権侵害も依然として発生しています。また、性的少数者に対する偏見や差別等の人権問題が顕在化しており、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ等も課題となっています。
- インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行ったりする等の問題が発生しています。
- 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進み、本県においては「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。

<施策の方向>

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 教職員については、特に人権への配慮が必要とされており、職種や職務に応じた職員研修を実施するとともに、各職場や関係機関等において実施される研修が充実したものとなるよう、情報の提供等積極的に支援します。
- 同和問題（部落差別）について、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。
- 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
- 日本人と外国人が異なる文化や価値観等を理解し、ともに暮らす社会づくりのために、国際理解のための啓発を推進します。また、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための人権教育・啓発を推進します。
- ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題等について、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。
- インターネットによる人権侵害については、名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないように、法務局等の関係機関と連携し啓発を推進します。また、児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や適切に行動するための基本となる考え方及び態度を培うための教育の充実と保護者への啓発を推進します。

令和7年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者の人権や感染症と人権等に関する適切な理解の促進と必要な支援の充実を図ります。
- ◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図ります。
- ◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

令和7年度 主な取組・事業

取組・事業名	概 要
人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップ育成事業の実施	県内の公立学校の生徒に対し、人権問題に関する有識者等による講義や演習及び様々な地域・校種の参加者と交流するプログラムを実施することで、自他の人権を尊重する意識・意欲・態度を高めるとともに、学校や社会にある様々な人権問題を主体的に解決していくための能力を育成します。
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
人権教育コーディネーター養成講座の実施	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案・実践に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県の人権教育の充実を図ります。
男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」（平成31年3月改訂版）を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女がお互いを尊敬し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。
男女共同参画についての教員研修の実施	管理職や初任者などを対象に、男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的な指導力を高める研修を実施します。

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	569 (R6年度)	597 (R8年度)

(参考) 令和7年度福岡県の教育施策の指標一覧

I 教育の充実

1 学力、体力の向上

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
1	確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数（教育事務所別）	小 国語 4地区 算数 2地区 中 国語 1地区 数学 1地区 (R6年度)	小 国語 6地区 算数 6地区 中 国語 6地区 数学 6地区 (R8年度)
	課題解決に向けた取組	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 70.2% (全国 74.8%) 中 66.7% (全国 72.6%) (R6年度)	全国平均以上 (毎年度)
	家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 50.6% (全国 45.3%) 中 41.4% (全国 35.4%) (R6年度)	全国平均以下 (毎年度)
	学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 38.0% (全国 40.4%) 中 42.7% (全国 40.5%) (R6年度)	全国平均以上 (毎年度)
2	生徒の英語力	中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した生徒の割合	54.8% (R5年度)	60% (R8年度)
		高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した県立高等学校生徒の割合	50.9% (R5年度)	60% (R8年度)
3	子どもの体力向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の割合が全国の割合を上回る区分数（教育事務所、小・中学校、男女別）	14区分 (R6年度)	全区分 (24区分) (R8年度)
	子どもの運動時間	1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合	小学校男子：8.5% 小学校女子：15.8% 中学校男子：9.1% 中学校女子：23.3% (R6年度)	小学校男子：4.3% 小学校女子：7.5% 中学校男子：4.4% 中学校女子：10.3% (R10年度)
4	食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	91.4% (全国 93.7%) (R6年度)	全国平均以上 (毎年度)

2 豊かな心の育成

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
5	道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数	24人 (R6年度)	24人 (毎年度)
		研修会の講師等として自校以外で活動した研修終了後5年以内の道徳教育地域指導者の割合	58.6% (R6年度)	60% (毎年度)
6	放課後等における体験活動の実施	放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	89.7% (R5年度)	100% (毎年度)
7	小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	69.8% (R5年度)	80% (毎年度)
9	不登校対策	相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	小 37.4% 中 40.7% 高 54.3% (R5年度)	小 28% 中 36% 高 50% (R8年度)
		不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 34.0% 中 31.7% 高 69.8% (R5年度)	小 39% 中 38% 高 65% (R8年度)
	いじめの解消	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 76.7% (全国 77.7%) 中 80.4% (全国 75.9%) 高 73.1% (全国 78.2%) (R5年度)	全国平均以上 (毎年度)
10	家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 40.1% 中 11.0% (R5年度)	小 45% 中 12% (R8年度)
11	学校、家庭、地域の連携・協働、相互理解	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった学校の割合	小 92.7% (全国 88.9%) 中 84.0% (全国 84.1%) (R6年度)	全国平均以上 (毎年度)
	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小・中学校の割合	82.0% (R6年度)	100% (R7年度)

3 個性や能力を伸ばす教育の推進

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
12	科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの参加申込者数	761人 (R6年度)	700人 (毎年度)
		科学の甲子園ジュニアの参加チーム数（中学生対象）	192チーム (R6年度)	150チーム (毎年度)
13	特別支援教育体制の整備	個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合（公立学校（園））	89.9% (R5年度)	100% (R8年度)
14	キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	98.3% (R5年度)	100% (R8年度)
	就職意欲の向上	県立特別支援学校高等部(本科)における就職希望率	44.7% (R6年度)	49% (R8年度)

4 教育環境づくり

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
16	県立高等学校におけるICTの効果的な活用による教育の充実	ICTを活用した学びにより学習意欲が高まった生徒の割合	79.4% (R6年度)	90% (R9年度)
17	交通安全教育の推進	交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む。）を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (R5年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
	防災教育の推進	災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率（小・中学校）	80.3% (R5年度)	100% (R8年度)
19	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合	99.0% (R6年度)	100% (R7年度)
20	県立学校教職員の長時間勤務の改善	時間外在校等時間が次の区分の時数を超過している教職員の割合 ①年360時間 ②月45時間 ③月80時間	①年360時間超 43.9% ②月45時間超 23.6% ③月80時間超 1.9% (R5年度)	① 0% ② 0% ③ 0% (毎年度)

II スポーツ立県福岡の実現

1 未来へはばたく青少年の応援

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
21	競技スポーツの振興	国民スポーツ大会における男女総合成績順位	13位 (R6年度)	8位 (毎年度)
	女性アスリートの育成	国民スポーツ大会における女子総合成績順位	10位 (R6年度)	8位 (毎年度)

III 共助社会づくり、生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
22	県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用団体数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	1,903団体 (R5年度)	1,900団体 (R8年度)
	県立図書館の利用	県立図書館の年間貸出冊数（電子図書を含む。）	461,340冊 (R5年度)	460,000冊 (R8年度)
	ふくおか社会教育応援隊事業の実施	ふくおか社会教育応援隊事業における社会教育主事等の派遣回数	893回 (R5年度)	1,200回 (R8年度)

IV 文化芸術の振興

1 文化芸術の振興

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
23	県立美術館の利用	県立美術館入館者数	72,397人 (R5年度)	160,000人 (R8年度)

V 人権が尊重される心豊かな社会づくり

1 人権教育・人権啓発の推進

施策	指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
24	人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	569 (R6年度)	597 (R8年度)

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの達成を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本実施計画に掲げる取組・事業は、SDGsの17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」をはじめとする関連する目標の実現に資するものです。県教育委員会としては、教育施策を着実に実施し、子どもが「持続可能な社会の創り手」になるために必要な資質・能力を育むことを通して、SDGsの達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和7年度福岡県教育施策実施計画【暫定】

令和7年3月発行

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouikusesaku.html>



11月は「ふくおか教育月間」です。

イメージキャラクター「ミライル」

これから社会にはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です。左右にある翼は、何でも持てるように変化します。

